令和８年（フ）第４５２３号
大阪府東大阪市吉松２丁目５番19号　バッハレジデンス長瀬　203、前住所大阪府八尾市二俣２丁目304番地　メゾン・ビアンカ205号
債務者　大賀映璃名
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６７３号
大阪府寝屋川市三井が丘３丁目３番11―202号
債務者　田山　清盛
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７０６号
大阪府八尾市志紀町西２丁目１番地　府営住宅17―504号
債務者　荒木　啓子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７３２号
大阪市浪速区敷津西２丁目１番３―1404号
債務者　吉田　　彩（旧姓姜）
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７５０号
大阪市都島区都島本通２丁目16番11号　ラグジュリア都島Ⅰ　301号
債務者　吉川　未規
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７５４号
大阪府寝屋川市高柳栄町８番２号（208号）メゾンコーハツ
債務者　白子　　健
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８２９号
大阪府八尾市萱振町２丁目127番地の２　クレール萱振Ｃ―101号
債務者　中原　由美
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８６４号
大阪市東淀川区東中島６丁目５番12―503号
債務者　原嶋　孝幸
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９１２号
大阪府東大阪市昭和町10番13号　ハイツ双葉101
債務者　斧原　　勇
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９８３号
大阪府門真市大池町14番32号　コーポ田中307号
債務者　政井　雅信
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０００号
大阪市住之江区南港中５丁目５番35―801号
債務者　藤田　昌子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０１３号
大阪市西成区萩之茶屋３丁目８番10―206号
債務者　野口　宏一
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０３０号
大阪市淀川区三津屋中２丁目５番14号
債務者　宮下　守雄
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０７６号
大阪市東住吉区矢田２丁目７番17号
債務者　河林希代子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１１９号
大阪市西成区玉出西２丁目８番22号　ミカドマンション303号
債務者　毛馬　一秀
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１７７号
大阪市平野区流町３丁目20番４―407号、前住所大阪市西区立売堀５丁目６番22―801号
債務者　井村たか子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部